

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために

# 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

- ① 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（家用）であること
- ② 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がい者のために運転していること（世帯全員が身体障がい者等の場合は、常時介護する方が運転していること）
- ③ 障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

申請方法 軽自動車税納税通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月25日（月）までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があります。  
持ち物 ○納税通知書  
○障害者（または戦傷病者）手帳等

○運転者の運転免許証  
○印鑑  
○納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するため軽自動車も減免対象となります。  
※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。



税務課 課税担当  
☎内線 134・135

## 1. 身体障がい・戦傷病

障がい区分	減免の級別（障がいの程度）	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳 （身体障害者手帳の交付がない場合）
視覚	1級～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚	2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能または音声機能または言語機能	3級	特別項症～第2項症
上肢	1級、2級 （この頭が摘出された場合に限り）	特別項症～第3項症 （この頭が摘出された場合に限り）
下肢	1級～6級	特別項症～第6項症、 第1款症～第3款症
体幹	1級～3級、5級	特別項症～第6項症、 第1款症～第3款症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1級、2級	特別項症～第3項症
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級～6級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能	1級、3級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓機能	1級～3級	特別項症～第3項症

## 2. 知的障がい・精神障がい

知的障がい	療育手帳 ①・A
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限り）

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

# 補聴器で「健康寿命」を延ばす！

より自然！  
さらに楽ちん！

# 補聴器



認定補聴器  
技能者のいる店



坂戸市日の出町9-20 TEL 281-0107  
営業時間 10:00～18:30  
定休日 月曜日・第2月火連休

広告

税に関するお知らせ

## 申告期限・納付期限の延長に伴う 口座振替日の変更について

政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限が、4月16日（木）まで延長されました。これに伴い、口座振替日は次のとおりとなりますので、お知らせします。

### ○各税金の口座振替日

口座振替日	
5月15日(金)	申告所得税
6月1日(月)	申告所得税 (延納分)
5月19日(火)	個人事業者の 消費税

※振替納税は、申告期限までに「振替依頼書」と「確

定申告書」を提出された場合に限り利用できます。○残高不足等で、振替日に引落しができない場合は、延滞税が課される場合があります。ご注意ください。



### 問 川越税務署

TEL 049-2359411

※自動音声案内でご案内しています。国税に関するご相談・ご質問は「1」を選択してください。

期限内にご請求ください

## 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

終戦75周年の節目にあたり、4月1日から第十一回特別弔慰金の請求を開始しました。

支給内容 額面25万円の記名国債で5年償還  
請求期限 令和5年3月31日  
※期限を過ぎると時効により請求できなくなります。



対象 戦没者等の死亡当時の遺族で、4月1日の時点で、公務扶助料（恩給など）や遺族年金等を受けける方（戦没者等の妻や父母等）がおらず、次の順番で順位が1番先の方  
順番 ①弔慰金受給権者、②戦没者等の子、③戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹  
※戦没者等が死亡した当時の生計関係の有無等により、順番が入れ替わります。  
④1〜3以外の戦没者等の三親等内親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

### 問 健康福祉課 福祉担当

TEL 内線 113・114

### 問 埼玉県 社会福祉課

TEL 048-8303286

広告

新型コロナウイルス感染症による、行政からの活動自粛要請に伴い当施設においてもご宿泊、ご宴会、日帰り入浴、レストラン、体育館等自粛させていただいております。  
一刻も早く収束し、皆様に安心してご利用いただける日がくることをスタッフ一同心より願っております。

ニューサンピア埼玉おごせ

〒350-0401 入間郡越生町古池 700 ☎049-292-6111